

鹿児島市 令和6年度介護保険制度改革等説明資料

認知症対応型通所介護 一 個別資料 一

- | | |
|---|------------|
| 1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について | ・・・ 2 ページ |
| 2. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 | ・・・ 25 ページ |
| 3. 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について | ・・・ 39 ページ |
| 4. 介護報酬の算定構造（案） | ・・・ 48 ページ |

- 今回の資料に使用した「介護報酬の算定構造（案）」は、現段階で国が示した改正（案）です。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて受け付けます。（電子メール及びFAXでのみ受け付けます。）

以上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

2. (2)認知症対応型通所介護

改定事項

- 認知症対応型通所介護 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し★
- ⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベーアップ等支援加算の一本化★
- ⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

認知症対応型通所介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

単独型

| | <現行> |
|------|---------|
| 要支援1 | 859単位 |
| 要支援2 | 959単位 |
| 要介護1 | 992単位 |
| 要介護2 | 1,100単位 |
| 要介護3 | 1,208単位 |
| 要介護4 | 1,316単位 |
| 要介護5 | 1,424単位 |

<改定後>

| | <改定後> |
|--|---------|
| | 861単位 |
| | 961単位 |
| | 994単位 |
| | 1,102単位 |
| | 1,210単位 |
| | 1,319単位 |
| | 1,427単位 |

併設型

| | <現行> |
|------|---------|
| 要支援1 | 771単位 |
| 要支援2 | 862単位 |
| 要介護1 | 892単位 |
| 要介護2 | 987単位 |
| 要介護3 | 1,084単位 |
| 要介護4 | 1,181単位 |
| 要介護5 | 1,276単位 |

<改定後>

| | <改定後> |
|--|---------|
| | 773単位 |
| | 864単位 |
| | 894単位 |
| | 989単位 |
| | 1,086単位 |
| | 1,183単位 |
| | 1,278単位 |

共用型

| | <現行> |
|------|-------|
| 要支援1 | 483単位 |
| 要支援2 | 512単位 |
| 要介護1 | 522単位 |
| 要介護2 | 541単位 |
| 要介護3 | 559単位 |
| 要介護4 | 577単位 |
| 要介護5 | 597単位 |

<改定後>

| | <改定後> |
|--|-------|
| | 484単位 |
| | 513単位 |
| | 523単位 |
| | 542単位 |
| | 560単位 |
| | 578単位 |
| | 598単位 |

1. (2) ② 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション】

- 豪雪地帯等において、積雪等のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身の状況（急な体調不良等）に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。【通知改正】

算定要件等

- 現行の所要時間による区分の取扱いにおいては、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間によることとされているところ、実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。

上記「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>
業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者的人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスマント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>

<改定後>

なし

→ **高齢者虐待防止措置未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 **(新設)**

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

2. (1) ③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。
- ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。【告示改正】
- イ 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。【告示・通知改正】
- 加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件に係る現行のQ&Aや留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】

単位数

| <現行> | <改定後> |
|------------------|-------|
| 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日 | 変更なし |
| 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位/日 | 変更なし |



算定要件等

<入浴介助加算（Ⅰ）>

- ・ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- ・ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

<入浴介助加算（Ⅱ）>（入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて）

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものを行う。）で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②

<入浴介助加算（I）>

通所介護事業所



入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。



研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。



利用者宅

<入浴介助加算（II）> 入浴介助加算（I）の要件に加えて

利用者宅を訪問



利用者宅の浴室の環境を確認



<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者

+
医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

通所介護事業所

個別入浴計画を作成



個別に入浴を実施



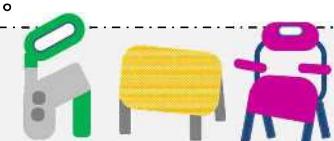
機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。なお、通所介護計画への記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境（福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの）で、入浴介助を行う。

**居宅介護支援事業所・
福祉用具販売事業所等**

利用者宅の浴室が、利用者自身又は家族の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の購入・住宅改修等環境整備等を助言する。



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

2.(3)① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
- ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。
【通知改正】
- イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。
【通知改正】
- ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

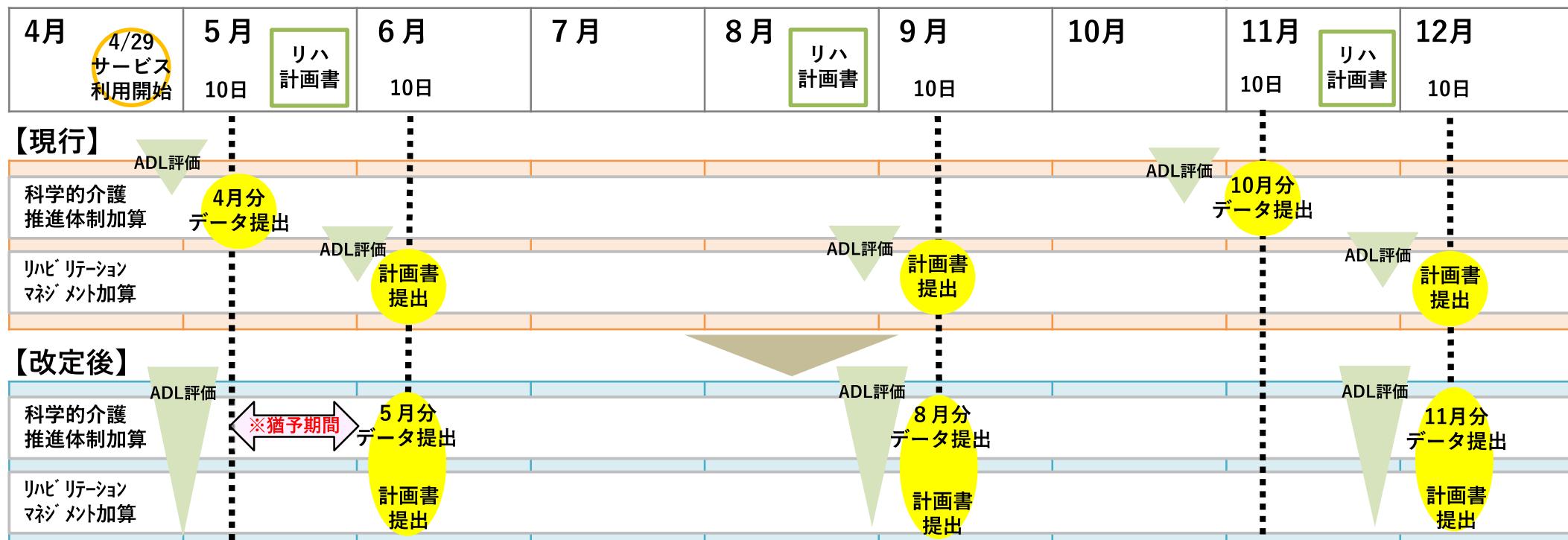
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
<入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

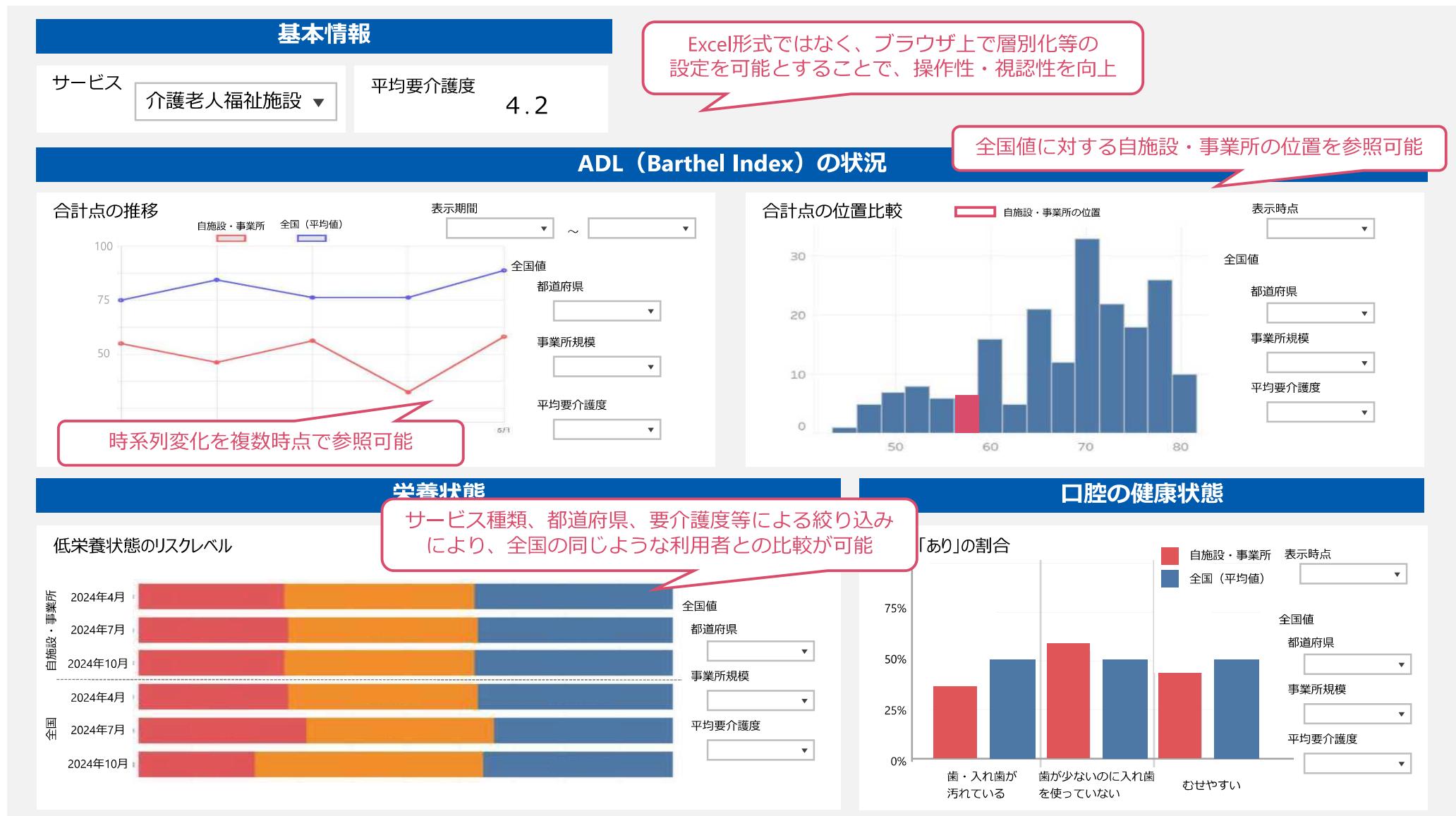
例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



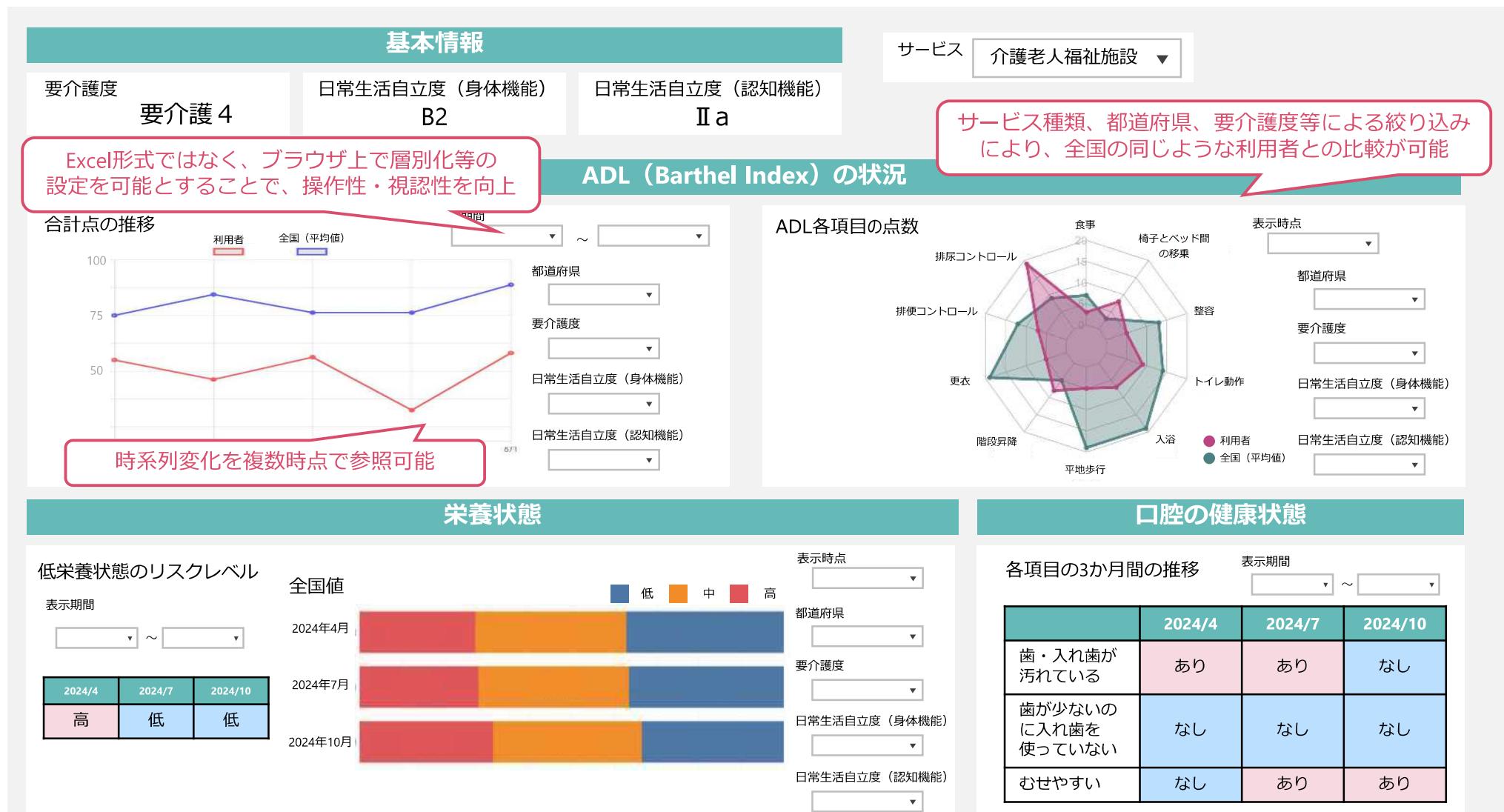
(※) 一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



各施設・事業所において実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）

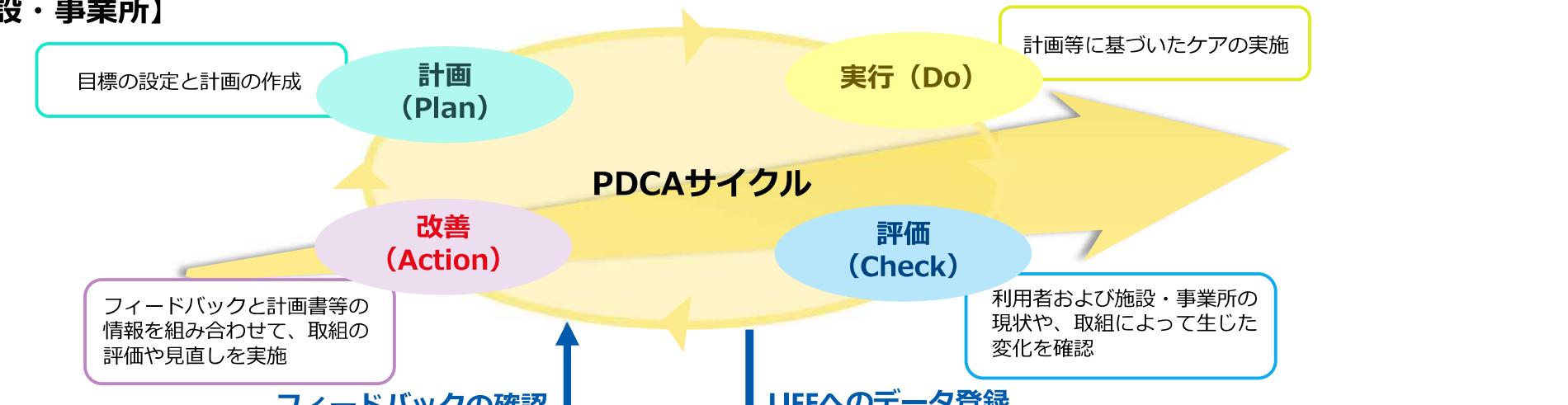


各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

LIFEを活用した取組イメージ

- 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。

【介護施設・事業所】



【厚生労働省】



- ・ エビデンスに基づく施策の立案
 - 施策の効果や課題の把握、アウトカム評価の検討
 - 介護情報基盤運用開始に向けた、介護事業所等の関係者間における情報共有の検討
- ・ エビデンス創出に向けた取組
 - 研究者等への匿名LIFE情報提供の推進
 - 医療保険等の他の公的DB等との連絡による詳細な解析の推進

2. (3) ③ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算(II)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。【告示改正】
また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。【通知改正】

算定要件等

< ADL維持等加算(I) >

- 以下の要件を満たすこと
 - イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

< ADL維持等加算(II) >

- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

<ADL維持等加算(I)(II)について>

- 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型住宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型住宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

| サービス区分 | 介護職員等処遇改善加算 | | | |
|---------------------------------------|-------------|-------|-------|-------|
| | I | II | III | IV |
| 訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 24.5% | 22.4% | 18.2% | 14.5% |
| 訪問入浴介護★ | 10.0% | 9.4% | 7.9% | 6.3% |
| 通所介護・地域密着型通所介護 | 9.2% | 9.0% | 8.0% | 6.4% |
| 通所リハビリテーション★ | 8.6% | 8.3% | 6.6% | 5.3% |
| 特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護 | 12.8% | 12.2% | 11.0% | 8.8% |
| 認知症対応型通所介護★ | 18.1% | 17.4% | 15.0% | 12.2% |
| 小規模多機能型住宅介護★・看護小規模多機能型住宅介護 | 14.9% | 14.6% | 13.4% | 10.6% |
| 認知症対応型共同生活介護★ | 18.6% | 17.8% | 15.5% | 12.5% |
| 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★ | 14.0% | 13.6% | 11.3% | 9.0% |
| 介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★ | 7.5% | 7.1% | 5.4% | 4.4% |
| 介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★ | 5.1% | 4.7% | 3.6% | 2.9% |

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようになることなどの激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

| 加算率(※) | 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字 | | | 対応する現行の加算等(※) | 新加算の趣旨 |
|---------|-----------------------|-----|--|--|-----------------------|
| | 新加算 (介護職員等処遇改善加算) | I | 新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 | a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】 | 事業所内の経験・技能のある職員を充実 |
| 【24.5%】 | | II | 新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。 • 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 • 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 • グループごとの配分ルール【撤廃】 | a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(II) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】 | 総合的な職場環境改善による職員の定着促進 |
| 【22.4%】 | | III | 新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 • 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 | a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】 | 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備 |
| 【18.2%】 | | IV | 新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 • 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 • 賃金体系等の整備及び研修の実施等 | a. 処遇改善加算(II) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】 | 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 |
| 【14.5%】 | | | | | |

※: 加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3.(2)⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月末満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月末満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

| | 算定要件 | 単位数 |
|----------------------------|---|-----------------------------|
| 特別地域加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合 | 所定単位数に 15/100 を乗じた単位数 |
| 中山間地域等における 小規模事業所加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合 | 所定単位数に 10/100 を乗じた単位数 |
| 中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合 | 所定単位数に 5/100 を乗じた単位数 |

※ 1 : ①離島振興対策実施地域、②奄美群島、
③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、
⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域
等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※ 2 : ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、
③半島振興対策実施地域、④特定農山村、
⑤過疎地域

※ 3 : ①離島振興対策実施地域、②奄美群島、
③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤
振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策
実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、
⑩沖縄の離島

- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第八条 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

単位数の1000分の43に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した
単位数の1000分の23に相当する単位数

八、介護職員等特定待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イから三までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

- (1) 認知症対応型通所介護費(i)
(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護 1

543单位

b 要介護 2

597单位

単位数の1000分の43に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからハまでにより算定した
単位数の1000分の23に相当する単位数

示 介護職員等特定待遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

へ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 認知症対応型通所介護費

イ 認知症対応型通所介護費(I)

- (1) 認知症対応型通所介護費(i)
(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

a 要介護 1

542单位

b 要介護 2

596单位

| | | | |
|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| c 要介護 3 | <u>653単位</u> | c 要介護 3 | <u>652単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>708単位</u> | d 要介護 4 | <u>707単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>762単位</u> | e 要介護 5 | <u>761単位</u> |
| (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | | (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>569単位</u> | a 要介護 1 | <u>568単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>626単位</u> | b 要介護 2 | <u>625単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>684単位</u> | c 要介護 3 | <u>683単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>741単位</u> | d 要介護 4 | <u>740単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>799単位</u> | e 要介護 5 | <u>797単位</u> |
| (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | | (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>858単位</u> | a 要介護 1 | <u>856単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>950単位</u> | b 要介護 2 | <u>948単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,040単位</u> | c 要介護 3 | <u>1,038単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,132単位</u> | d 要介護 4 | <u>1,130単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,225単位</u> | e 要介護 5 | <u>1,223単位</u> |
| (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | | (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>880単位</u> | a 要介護 1 | <u>878単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>974単位</u> | b 要介護 2 | <u>972単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,066単位</u> | c 要介護 3 | <u>1,064単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,161単位</u> | d 要介護 4 | <u>1,159単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,256単位</u> | e 要介護 5 | <u>1,254単位</u> |
| (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | | (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>994単位</u> | a 要介護 1 | <u>992単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>1,102単位</u> | b 要介護 2 | <u>1,100単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,210単位</u> | c 要介護 3 | <u>1,208単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,319単位</u> | d 要介護 4 | <u>1,316単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,427単位</u> | e 要介護 5 | <u>1,424単位</u> |
| (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | | (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>1,026単位</u> | a 要介護 1 | <u>1,024単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>1,137単位</u> | b 要介護 2 | <u>1,135単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,248単位</u> | c 要介護 3 | <u>1,246単位</u> |

| | | | |
|---------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
| d 要介護 4 | <u>1,362</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>1,359</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>1,472</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>1,469</u> 単位 |
| (2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ) | | (2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ) | |
| (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | | (一) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>491</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>490</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>541</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>540</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>589</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>588</u> 単位 |
| d 要介護 4 | <u>639</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>638</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>688</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>687</u> 単位 |
| (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | | (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>515</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>514</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>566</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>565</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>618</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>617</u> 単位 |
| d 要介護 4 | <u>669</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>668</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>720</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>719</u> 単位 |
| (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | | (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>771</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>769</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>854</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>852</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>936</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>934</u> 単位 |
| d 要介護 4 | <u>1,016</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>1,014</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>1,099</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>1,097</u> 単位 |
| (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | | (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>790</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>788</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>876</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>874</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>960</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>958</u> 単位 |
| d 要介護 4 | <u>1,042</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>1,040</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>1,127</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>1,125</u> 単位 |
| (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | | (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>894</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>892</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>989</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>987</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>1,086</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>1,084</u> 単位 |

| | | | |
|---------------------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
| d 要介護 4 | <u>1,183</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>1,181</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>1,278</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>1,276</u> 単位 |
| (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | | (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | |
| a 要介護 1 | <u>922</u> 単位 | a 要介護 1 | <u>920</u> 単位 |
| b 要介護 2 | <u>1,020</u> 単位 | b 要介護 2 | <u>1,018</u> 単位 |
| c 要介護 3 | <u>1,120</u> 単位 | c 要介護 3 | <u>1,118</u> 単位 |
| d 要介護 4 | <u>1,221</u> 単位 | d 要介護 4 | <u>1,219</u> 単位 |
| e 要介護 5 | <u>1,321</u> 単位 | e 要介護 5 | <u>1,318</u> 単位 |
| □ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ) | | □ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ) | |
| (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | | (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>267</u> 単位 | (一) 要介護 1 | <u>266</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>277</u> 単位 | (二) 要介護 2 | <u>276</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>286</u> 単位 | (三) 要介護 3 | <u>285</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>295</u> 単位 | (四) 要介護 4 | <u>294</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>305</u> 単位 | (五) 要介護 5 | <u>304</u> 単位 |
| (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | | (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>279</u> 単位 | (一) 要介護 1 | <u>278</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>290</u> 単位 | (二) 要介護 2 | <u>289</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>299</u> 単位 | (三) 要介護 3 | <u>298</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>309</u> 単位 | (四) 要介護 4 | <u>308</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>319</u> 単位 | (五) 要介護 5 | <u>318</u> 単位 |
| (3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | | (3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>445</u> 単位 | (一) 要介護 1 | <u>444</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>460</u> 単位 | (二) 要介護 2 | <u>459</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>477</u> 単位 | (三) 要介護 3 | <u>476</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>493</u> 単位 | (四) 要介護 4 | <u>492</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>510</u> 単位 | (五) 要介護 5 | <u>509</u> 単位 |
| (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | | (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>457</u> 単位 | (一) 要介護 1 | <u>456</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>472</u> 単位 | (二) 要介護 2 | <u>471</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>489</u> 単位 | (三) 要介護 3 | <u>488</u> 単位 |

| | | | |
|---|--------------|---|--------------|
| (四) 要介護 4 | <u>506単位</u> | (四) 要介護 4 | <u>505単位</u> |
| (五) 要介護 5 | <u>522単位</u> | (五) 要介護 5 | <u>521単位</u> |
| (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | | (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>523単位</u> | (一) 要介護 1 | <u>522単位</u> |
| (二) 要介護 2 | <u>542単位</u> | (二) 要介護 2 | <u>541単位</u> |
| (三) 要介護 3 | <u>560単位</u> | (三) 要介護 3 | <u>559単位</u> |
| (四) 要介護 4 | <u>578単位</u> | (四) 要介護 4 | <u>577単位</u> |
| (五) 要介護 5 | <u>598単位</u> | (五) 要介護 5 | <u>597単位</u> |
| (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | | (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | |
| (一) 要介護 1 | <u>540単位</u> | (一) 要介護 1 | <u>39単位</u> |
| (二) 要介護 2 | <u>559単位</u> | (二) 要介護 2 | <u>558単位</u> |
| (三) 要介護 3 | <u>578単位</u> | (三) 要介護 3 | <u>577単位</u> |
| (四) 要介護 4 | <u>597単位</u> | (四) 要介護 4 | <u>596単位</u> |
| (五) 要介護 5 | <u>618単位</u> | (五) 要介護 5 | <u>617単位</u> |
| 注 1 (略) | | 注 1 (略) | |
| 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 | | (新設) | |
| 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 | | (新設) | |
| 4～8 (略) | | 2～6 (略) | |
| 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、 | | 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、 | |

1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

10～12 (略)

13 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注14において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

14～20 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注12において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

12～18 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

| | |
|-----------|------------------|
| (一) 要介護 1 | <u>10,458</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>15,370</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>22,359</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>24,677</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>27,209</u> 単位 |

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

| | |
|-----------|------------------|
| (一) 要介護 1 | <u>9,423</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>13,849</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>20,144</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>22,233</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>24,516</u> 単位 |

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

| | |
|-----------|---------------|
| (1) 要介護 1 | <u>572</u> 単位 |
| (2) 要介護 2 | <u>640</u> 単位 |
| (3) 要介護 3 | <u>709</u> 単位 |
| (4) 要介護 4 | <u>777</u> 単位 |
| (5) 要介護 5 | <u>843</u> 単位 |

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ・ヘ (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

| | |
|-----------|------------------|
| (一) 要介護 1 | <u>10,423</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>15,318</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>22,283</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>24,593</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>27,117</u> 単位 |

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

| | |
|-----------|------------------|
| (一) 要介護 1 | <u>9,391</u> 単位 |
| (二) 要介護 2 | <u>13,802</u> 単位 |
| (三) 要介護 3 | <u>20,076</u> 単位 |
| (四) 要介護 4 | <u>22,158</u> 単位 |
| (五) 要介護 5 | <u>24,433</u> 単位 |

ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）

| | |
|-----------|---------------|
| (1) 要介護 1 | <u>570</u> 単位 |
| (2) 要介護 2 | <u>638</u> 単位 |
| (3) 要介護 3 | <u>707</u> 単位 |
| (4) 要介護 4 | <u>774</u> 単位 |
| (5) 要介護 5 | <u>840</u> 単位 |

（指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第十三条 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 | 別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表 |
| 1 介護予防認知症対応型通所介護費 | 1 介護予防認知症対応型通所介護費 |
| イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) | イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I) |
| (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) | (1) 介護予防認知症対応型通所介護費(i) |
| （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>475単位</u> <u>526単位</u> | <u>474単位</u> <u>525単位</u> |
| （二）所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | （二）所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>497単位</u> <u>551単位</u> | <u>496単位</u> <u>550単位</u> |
| （三）所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | （三）所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>741単位</u> <u>828単位</u> | <u>740単位</u> <u>826単位</u> |
| （四）所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | （四）所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>760単位</u> <u>851単位</u> | <u>759単位</u> <u>849単位</u> |
| （五）所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | （五）所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>861単位</u> <u>961単位</u> | <u>859単位</u> <u>959単位</u> |
| （六）所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | （六）所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>888単位</u> <u>991単位</u> | <u>886単位</u> <u>989単位</u> |
| (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) | (2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ii) |
| （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | （一）所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 |
| a 要支援 1 b 要支援 2 | a 要支援 1 b 要支援 2 |
| <u>429単位</u> <u>476単位</u> | <u>428単位</u> <u>475単位</u> |

| | | | |
|---------------------------|--------------|---------------------------|--------------|
| (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | | (二) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | |
| a 要支援 1 | <u>449単位</u> | a 要支援 1 | <u>448単位</u> |
| b 要支援 2 | <u>498単位</u> | b 要支援 2 | <u>497単位</u> |
| (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | | (三) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| a 要支援 1 | <u>667単位</u> | a 要支援 1 | <u>666単位</u> |
| b 要支援 2 | <u>743単位</u> | b 要支援 2 | <u>742単位</u> |
| (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | | (四) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | |
| a 要支援 1 | <u>684単位</u> | a 要支援 1 | <u>683単位</u> |
| b 要支援 2 | <u>762単位</u> | b 要支援 2 | <u>761単位</u> |
| (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | | (五) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| a 要支援 1 | <u>773単位</u> | a 要支援 1 | <u>771単位</u> |
| b 要支援 2 | <u>864単位</u> | b 要支援 2 | <u>862単位</u> |
| (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | | (六) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 | |
| a 要支援 1 | <u>798単位</u> | a 要支援 1 | <u>796単位</u> |
| b 要支援 2 | <u>891単位</u> | b 要支援 2 | <u>889単位</u> |
| □ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ) | | □ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ) | |
| (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | | (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 1 | <u>248単位</u> | (一) 要支援 1 | <u>247単位</u> |
| (二) 要支援 2 | <u>262単位</u> | (二) 要支援 2 | <u>261単位</u> |
| (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | | (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 1 | <u>260単位</u> | (一) 要支援 1 | <u>259単位</u> |
| (二) 要支援 2 | <u>274単位</u> | (二) 要支援 2 | <u>273単位</u> |
| (3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | | (3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 1 | <u>413単位</u> | (一) 要支援 1 | <u>412単位</u> |
| (二) 要支援 2 | <u>436単位</u> | (二) 要支援 2 | <u>435単位</u> |
| (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | | (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 1 | <u>424単位</u> | (一) 要支援 1 | <u>423単位</u> |
| (二) 要支援 2 | <u>447単位</u> | (二) 要支援 2 | <u>446単位</u> |
| (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | | (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 | |
| (一) 要支援 1 | <u>484単位</u> | (一) 要支援 1 | <u>483単位</u> |
| (二) 要支援 2 | <u>513単位</u> | (二) 要支援 2 | <u>512単位</u> |

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- | | |
|----------|--------------|
| (一) 要支援1 | <u>500単位</u> |
| (二) 要支援2 | <u>529単位</u> |

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

4～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注10を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

10・11 (略)

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

- | | |
|----------|--------------|
| (一) 要支援1 | <u>499単位</u> |
| (二) 要支援2 | <u>528単位</u> |

注1 (略)

(新設)

(新設)

2～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1)・(2) (略)

8・9 (略)

10 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注13において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

13～19 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) (略)

(2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（注11において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3)・(4) (略)

11～17 (略)

ハ (略)

ニ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|--|----------|---------|----------|---------|------------------------|--|----------|---------|----------|---------|------------------------|--|----------|-------|----------|-------|--|
| <p>いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>2 介護予防小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　(+) 要支援1</td> <td>3,438単位</td> </tr> <tr> <td>　　(+) 要支援2</td> <td>6,948単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　(+) 要支援1</td> <td>3,098単位</td> </tr> <tr> <td>　　(+) 要支援2</td> <td>6,260単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 要支援1</td> <td>423単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 要支援2</td> <td>529単位</td> </tr> </table> <p>注1・2 (略)</p> <p>3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合に、登録者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 | | (+) 要支援1 | 3,438単位 | (+) 要支援2 | 6,948単位 | (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 | | (+) 要支援1 | 3,098単位 | (+) 要支援2 | 6,260単位 | ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき） | | (1) 要支援1 | 423単位 | (2) 要支援2 | 529単位 | |
| (1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (+) 要支援1 | 3,438単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (+) 要支援2 | 6,948単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (+) 要支援1 | 3,098単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (+) 要支援2 | 6,260単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ 短期利用介護予防居宅介護費（1日につき） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 要支援1 | 423単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 要支援2 | 529単位 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）（抄）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子情報処理組織による届出</p> <p>① (1)の規定にかかわらず、届出は厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）や電子メールの利用等により行わせることができる。</p> <p>② (1)の規定にかかわらず、届出のうち、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表において、電子情報処理組織を使用する方法によるとされた届出については、電子情報処理組織を使用する方法（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法）により行わせることとする。なお、市町村長等が電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。</p> <p>③ ①、②の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。</p> <p>④ 電子情報処理組織を使用する方法や電子メールの利用等により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは</p> | <p>第1 届出手続の運用</p> <p>1 届出の受理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電子情報処理組織による届出</p> <p>① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織（届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。</p> <p>③ 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型通所介護若しくは</p> |

介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。ただし、令和 6 年 4 月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年 4 月 1 日以前になされていれば足りるものとする。

認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

2～6 （略）

第 2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 通則

(1)～(6) （略）

(7) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に 1 割の範囲内で減少した場合は、1 月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置（以下「育児・介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられていて

介護予防小規模多機能型居宅介護における届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。ただし、令和 3 年 4 月から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年 4 月 1 日以前になされていれば足りるものとする。

認知症対応型共同生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（いずれも短期利用型を含む。）、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとする。

2～6 （略）

第 2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 通則

(1)～(6) （略）

(7) 常勤換算方法による職員数の算定方法等について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に 1 割の範囲内で減少した場合は、1 月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

その他、常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1 として取り扱うこと可

る場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児・介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(8)～(13) (略)

(14) 令和6年4月から5月までの取扱い

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善3加算」）の一本化は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の処遇改善3加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

(1) 基本単位の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲの(2)又は(3)若しくは(4)を算定する場合を除く）を算定する場合

能とする。

- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(8)～(13) (略)

(新設)

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

(1) 基本単位の算定について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を

換算方法で3以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で3以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

- 口 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を1以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。
ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとする。

三 重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。

- (27) サービス提供体制強化加算について
① 220④から⑦までを参照のこと。
②・③ (略)

- (28) 介護職員等処遇改善加算について
2の21を準用する。

(削る)

(削る)

4 認知症対応型通所介護費

- (1) (略)
(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算について
25を準用する。
(3) 業務継続計画未策定減算について
3の2(3)を準用する。
(4) 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い

- (25) サービス提供体制強化加算について
① 216④から⑦までを参照のこと。
②・③ (略)
(26) 介護職員処遇改善加算について
2の17を準用する。
(27) 介護職員等特定処遇改善加算について
2の18を準用する。
(28) 介護職員等ベースアップ等支援加算について
2の19を準用する。

4 認知症対応型通所介護費

- (1) (略)
(新設)
(新設)
(2) 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取扱い

3の2④を準用する。

(5) (略)

(6) 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

3の2⑥を準用する。

(7) 注7の取扱い

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2⑩を参照されたい。

(8) 生活機能向上連携加算について

地域密着型通所介護と同様であるので、3の2⑫を参照されたい。

(9) (略)

(10) ADL維持等加算について

① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。

3の2②を準用する。

(3) (略)

(4) 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

3の2④を準用する。

(5) 注5の取扱い

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2⑦を参照されたい。

(6) 生活機能向上連携加算について

地域密着型通所介護と同様であるので、3の2⑩を参照されたい。

(7) (略)

(8) ADL維持等加算について

① ADL維持等加算(I)及び(II)について

イ ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。

ロ 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。

ハ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の上欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

| 1 2以外の者 | ADL値が0以上25以下 | 1 |
|---|----------------|---|
| | ADL値が30以上50以下 | 1 |
| | ADL値が55以上75以下 | 2 |
| | ADL値が80以上100以下 | 3 |
| 2 評価対象利用開始月において、初回の要介護認定(法第27条第1項に規定する要介護認定をいう。)が | ADL値が0以上25以下 | 0 |
| | ADL値が30以上50以下 | 0 |
| | ADL値が55以上75以下 | 1 |
| | ADL値が80以上100以下 | 2 |

| | |
|-------------------------------|--|
| あつた月から起算 して 12 月以内で ある者 | |
|-------------------------------|--|

二 ハにおいて A D L 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、A D L 利得の多い順に、上位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位 100 分の 10 に相当する利用者（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下この(8)において「評価対象利用者」という。）とする。

ホ 他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、A D L 利得の評価対象利用者に含めるものとする。

ヘ 令和 3 年度について、評価対象期間において次の a から c までの要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から 12 月（令和 3 年 4 月 1 日までに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注 9 に掲げる基準（以下この①において「基準」という。）に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合にあっては、令和 3 年度内）に限り、A D L 維持等加算(I)又は(I)を算定できることとする。

a 大臣基準告示第 16 号の 2イ(1)、(2)及び(3)並びにロ(2)の基準（イ(2)については、厚生労働省への提出を除く。）を満たすことを示す書類を保存すること。

b 厚生労働省への情報の提出については、L I F E を用いて行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C A サイクル）

② 大臣基準告示第 16 号の 2イ(2)における厚生労働省への A D L 値の提出は、L I F E を用いて行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るために、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

③ 大臣基準告示第 16 号の 2イ(3)及びロ(2)における A D L 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した A D L 値から、評価対象利用開始月に測定した A D L 値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定した A D L 値に応じてそれぞ

により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

c AD L 維持等加算(I)又は(II)の算定を開始しようとする月の末日までに、L I F E を用いて A D L 利得に係る基準を満たすことを確認すること。

ト 令和 3 年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から 12 月後までの 1 年間とする。ただし、令和 3 年 4 月 1 日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができます。

a 令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの期間

b 令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までの期間

チ 令和 4 年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合には、届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とする。

(新設)

(新設)

れ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

| | |
|----------------|---|
| ADL値が0以上25以下 | 1 |
| ADL値が30以上50以下 | 1 |
| ADL値が55以上75以下 | 2 |
| ADL値が80以上100以下 | 3 |

- ④ ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下この⑧において「評価対象利用者」という。）とする。
- ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。
- ⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。
- ⑪ 入浴介助加算について
3の2⑩を準用する。
- ⑫ 若年性認知症利用者受入加算について
3の2⑯を準用する。
- ⑬ 栄養アセスメント加算について
3の2⑰を準用する。
- ⑭ 栄養改善加算について
3の2⑱を準用する。
- ⑮ 口腔・栄養スクリーニング加算について
3の2⑲を準用する。
- ⑯ 口腔機能向上加算について
3の2⑳を準用する。
- ⑰ 科学的介護推進体制加算について
3の2㉑を準用する。
- ⑱ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認

(新設)

(新設)

(新設)

- ⑨ 入浴介助加算について
3の2⑧を準用する。
- ⑩ 若年性認知症利用者受入加算について
3の2⑯を準用する。
- ⑪ 栄養アセスメント加算について
3の2⑰を準用する。
- ⑫ 栄養改善加算について
3の2⑱を準用する。
- ⑬ 口腔・栄養スクリーニング加算について
3の2⑲を準用する。
- ⑭ 口腔機能向上加算について
3の2⑳を準用する。
- ⑮ 科学的介護推進体制加算について
3の2㉑を準用する。
- ⑯ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に認

知症対応型通所介護を行う場合について

3の2⑩を準用する。

(19) 送迎を行わない場合の減算について

3の2⑪を準用する。

(20) サービス提供体制強化加算について

① 2⑩④から⑦まで及び3の2⑫②を準用する。

② (略)

(21) (略)

(22) 介護職員等処遇改善加算について

2の⑬を準用する。

(削る)

(削る)

5 小規模多機能型居宅介護費

(1)・(2) (略)

(3) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、指定地域密着型サービス基準第73条第6項の記録（同条第5項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

(4) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

2の⑮を準用する。

(5) 業務継続計画未策定減算について

3の2⑯を準用する。

知症対応型通所介護を行う場合について

3の2⑩を準用する。

(17) 送迎を行わない場合の減算について

3の2⑪を準用する。

(18) サービス提供体制強化加算について

① 2⑯④から⑦まで及び3の2⑫②を準用する。

② (略)

(19) (略)

(20) 介護職員処遇改善加算について

2の⑭を準用する。

(21) 介護職員等特定処遇改善加算について

2の⑯を準用する。

(22) 介護職員等ベースアップ等支援加算について

2の⑯を準用する。

5 小規模多機能型居宅介護費

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

[] : 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

3 認知症対応型通所介護費

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所又は一定施設に居住する者又は同一施設から利用する者が既往対応型通所介護を行なう場合」、「中山間地域等に居住する者のへのサービス提供（算基）」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特別待遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支度拡充」は、受給側実態管理の対象外の算定項目

◎、事務所開設に際しては、顧客の手帳及び名刺の写し等のための個人情報の収集及び、常時開業者自身の個人情報を保持している場合に限り、今後2年3月31日までの期間に限り、

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

1 介護予防認知症対応型通所介護費

：「感染症又は疾患の発生を理由とする(荷物量の減少が一ヶ月以上生じる場合)」、事務所併用建物に居住する者は賃貸建物から利用するに介護予防認知症型店舗所介護を行なう場合)、「中高齢者施設等に居住する者のへのサービス充実加算」、「サービス促進体制強化加算」、「介護職員算定改善加算」、「介護職員等扶助金適用改善加算」、及び介護職員等ヘルスアップ等支援加算は、文部科学省監修の条件外の算定項目

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

[] : 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

「農業地盤又は林業の発達を理由とする利用者数の減少」が「既に生じている過度」、「事業前と同一作物」で貯蔵する者は何れも保有か利用する前に設置料金又は施設者手数料を支払う場合、「中央合同地域等に居住する者へのマーク設置料金」、「マーク設置者体制強化認定」又は「介護報酬基盤改定水準算出計算」は、支給不適格額割合の対象外の算定項目

*業務統計計画未実定減算については、感染症の予防及び患者証の防止のための措置の整備及び赤井災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用用しない。

四、在漢語真話判斷改進方案裏用來判斷真話，命題真假沒有用到日常知識來判斷。

Ⅲ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

「西脇又は他の争合を理由とする利用者別の減少が一時止まっている場合」、「販売所別に、植物に付随する又は同一植物から引取するものに介在する販売者別に販売所別に運搬会社に、『山中鹿鳴館城跡に属する者の手による』(手録本)、『手録本複数部を複数部に分けて、販売所別に販売する場合』は、販売所別に販売する場合

※ 事業計画書未策定箇所については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの適用しない。